

川崎市立犬蔵中学校いじめ防止基本方針

1. 令和8年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・中学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育21推進事業

学校教育目標

『生命・いのちを尊重し、生きる力を育む』

1. 自覚と正義を重んじる
2. 人権を尊重し、誠実に
3. 勤労を尊び、自ら学ぶ
4. 体を鍛え、自分を大切に
5. 希望に向かって努力する

～学校経営の基本的考え方～

生徒・保護者の信頼関係のもと、生徒自らが学び、主体的に判断する学校教育の推進

～めざす生徒像～

自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する生徒

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

確かな学力が身につく学習活動の推進	社会参画に向けた資質能力を育成する意欲的な諸活動の推進	心の通い合う人間関係と豊かな心づくりの推進	安全で安心できる学校づくりと地域・保護者との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○指導要領に基づいた授業改善、ブラッシュアップを行い、指導と評価の一体化を具現化する ○すべての生徒にとって魅力があり、わかりやすい授業への創意・工夫に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が意欲的・主体的に諸活動に取り組める支援を行う ○創造性と表現力のある生徒の育成に努める ○食育を通して、活動意欲の向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒一人ひとりの個性を尊重し、自己理解・他者理解に資する活動を推進する ○互いを認め、思いやる心をはぐくむ ○生命・いのちを尊重し、こころを育てる教育を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者と連携し、心身共に健康で、安心して生活できる教育環境づくりを推進する ○地域・保護者との信頼関係に基づいた開かれた学校づくりを行う

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ○学習意欲の向上と主体的に学習に取り組む態度の育成 ○キャリア発達を支える基礎・基本の定着 ○教師の授業力向上 ○GIGA スクール構想推進に基づいた授業改善 ○学習評価の妥協性、信頼性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒個々の存在感ある学級経営の推進 ○生徒の諸活動への自立的取組と教師支援の充実 ○体験的活動の推進とその系統化 ○問題発見力・課題解決力・新たな価値観を作り出す力が身につく探究的な学びの充実 ○教科等横断的な食に関する指導等食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○12年間を見通した系統的なキャリア在り方生き方教育の推進 ○川崎における人権尊重教育の推進と深化 ○教科としての道徳授業の展開と充実 ○いじめや暴力を許さない学校環境、人間関係の構築 ○一人ひとりを大切にしたい支援教育の更なる充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育環境の整備 ○健康・安全・防災教育の推進 ○地域・保護者と一体となる地域教育活動の展開 ○小・中連携事業の推進とその充実 ○教職員の働き方・仕事の進め方改革を推進する
--	---	--	--

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ○適切な評価につなげる学習評価の場面や方法の改善 ○教科会、授業見学会などを通じて授業力向上等を図る ○ICTを効果的に活用し、授業改善に努める ○学習のねらいを明確にしたユニバーサルデザイン授業を展開する ○個に応じた学習指導のあり方を考え具現化する 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒一人ひとりの個性を生かし、学級内での役割と存在感ある生徒を育成する ○系統化した体験活動を通して、まとめから発信へと発信から成果へとつなげる力の育成を図る ○学級活動を通して、生徒同士の関係性の改善を図り、協調性を培う ○自分の気持ちを言葉や行動に移せることができるコミュニケーション能力を身につけさせる ○食育の推進を通して、よりよく生きる力の育成を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ○教科道徳の実践を通して、豊かな心の育成を図ると共にいじめのない、命を大切に思う心を養う ○生徒の思いや悩みに対し、寄り添える教職員集団をめざす ○自己肯定感を高めさせ、自分に自信をもって生きる力を養う ○共生＊共育の推進 ○教育相談を推進し、相談方法の工夫改善を進め、より適切、的確な生徒の支援等を行う ○学習室運用を含めた支援教育の校内体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校だより等による継続的な情報発信を行う ○学校行事、学校公開日等、保護者の来校機会の充実、参加の促進 ○防災・震災訓練を通して、自分を守る術が身につくとともに判断できる安全教育を推進する ○体験学習、授業交流等を通して、小中連携教育の充実と更なる推進をはかる ○教職員が健康を保てるように、意識改革・会議の精選等を、業務改善支援の活用
--	--	--	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立て

を指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を破った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該お事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭
教務主任、学年主任、生徒指導担当
支援教育コーディネーター、養護教諭、部活動顧問長
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭）（生担）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（生担）（教務主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（生担）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・（1学年主任）、（2学年主任）、（3学年主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭）（生担）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（生担）
 - 1年・・・・・・・・（学年主任）
 - 2年・・・・・・・・（学年主任）
 - 3年・・・・・・・・（学年主任）
 - サポート級・・・・・・・・（サポート級主任）
- ・保健・健康面での相談・・・・・・・・・・・・・・・・（養護教諭）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（SC）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・（支援教育C）、（生担）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（特別活動G）
- ・PTAとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生担）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生担）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生担）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生担）

7. 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認・構成員の確認・役割分担・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について・教育相談週間実施 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・サイバー犯罪防止教室実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 【児童生徒指導点検強化月間】の取組
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・いじめ防止標語の募集（生徒会本部・生活委員会）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの防止対策に関する研修会 ・第2回学校生活アンケート実施・学校生活アンケート集計について ・教育相談週間の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・冬休み期間中の対応確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動（体育祭の縦割りを生かして）
- ・委員会活動（赤い羽根募金活動、朝の声かけ運動）
- ・小中連携活動（わいわいフェスティバル、小学6年生部活動体験）
- ・地域教育会議など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・PTA 広報紙やPTA 情報交換会等での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動